

# 旬刊 速報税理

日本税理士会連合会監修

## 税務の動向

広大地補正率を求める簡便法を新たに設定 / 6

税理士の債務不履行責任は免れないと判示 / 7

財産評価の基準年利率は短・中・長の3区分 / 8

売買契約済みの相続時の売主の課税財産は土地 / 9

各種届出書の単独提出は到達主義の厳守が無難 / 10

税理士に対する調査件数が実績評価の指標に / 11

## 業際の動向

財務会計の概念フレームワーク(資料)を公表 / 12

## 最前線Interview

e-Taxは「どえりゃ～便利!?!」 / 14

## 解説

Q&A平成16年度税制改正の徹底解説  
新日米租税条約(Ⅲ) / 28

## ●カラークラブ

旬を聞く 賠償保険を構築、成年後見制度に本格的に取り組む / 1

今旬のTAX ZOOM&FOCUS 出資額限度法人の課税関係が明確化 / 2

今旬の数字 “2,018” 税務相談室の苦情受理件数 / 4

Key Wordから探る税理士業務 相続時精算課税制度 / 49

## ●その他のCONTENTS

霞が関ウォッチング / 13

判例ニュース / 20

類似業種目別株価一覧(平成16年1、2月分) / 22

8月の税情報 資本金額と税制の関係(平川忠雄)  
/ 26

日米Tax異聞 移転価格税とその罰金 / 42

業種・業態アーカイブス 土地家屋調査士 / 投資  
顧問業 / 法律事務所 / 特許事務所 / 不動産鑑  
定士 / 44

節税ワンポイント・アドバイス 非居住者からの不動  
産の購入と源泉徴収義務 / 46

税理士のための掲示板 / 48



税理士・名古屋税理士会情報基盤整備特別委員会委員長 井上 新 氏に聞く

## e-Taxは「どえりゃ～便利!?!」



今年6月からいよいよ全国展開された国税電子申告・納税システム（略称e-Tax）——。いち早く体験した名古屋税理士会の井上新税理士は、「どえりゃ～便利!?!」と、その感想を持ち前の名古屋弁で表現する。

「便利!?!」と感心する一方で、「?!」も付けざるを得ないe-Taxの実情とは？——赤裸々に語る井上氏の言葉に耳を傾けたい。

### 奮戦！初めてのe-Tax

#### ●前に道なし

——全国展開に先駆けて、まず名古屋国税局管内でe-Taxが導入されたわけですが、今、振り返ってみて、どのような感想をお持ちですか。

**井上税理士** e-Taxは、そろばん、電卓、パソコンと変遷してきた税理士の従来の業務形態に加え、インターネットを仲介して税務申告等を行えるようにした、いわば「紙から電子データへ」の一大変革といえるでしょう。当然のことながら、我々の前に道はありません。我々の歩んだ後に道ができる。その意味では、貴重な経験をさせていた

きました。すべてが手探りの状況でしたから、正直、大変苦労もしましたが、もともとパソコンが好きなことも手伝ってか、逆に、目の前のハードルをクリアしていくことにいつしか快感を覚えるようになっていったのも事実ですね。

#### ●夜を日について

——初めての電子申告の様子はどのようなものだったのでしょうか。

**井上税理士** 今年の2月2日がe-Taxの受付開始初日でしたが、実際のところ電子申告のできる環境をすべて整えた方は少なかったと思われます。国税庁から配られる「e-Tax用ソフト」や電子署名に必要な「ICカード」、さらには、それを読み

取る「ICカードリーダーライター」が私の事務所に届いたのが、受付開始直前の1月27日前後でしたから。多くの税理士事務所では、e-Taxに必要な機材がそろっていなかったのではないかと思います。

とはいえ、不満を並べても埒が開きません。初日までの2、3日でなんとか電子申告できるようにセッティングしようと、冷や汗もので取り組みました。“夜を日について”といっちは大袈裟ですが、通常業務はそっちのけで、朝早くから夜遅くまで、全精力を注入しました。

### ●バグに愕然

**井上税理士** 環境が整ってやっと目鼻がついた！……と思った矢先に発覚したのが、国税庁e-Tax用ソフトの二つのバグだったのです。この時ばかりは愕然として、力が抜けましたね。

もはや周知のこととは思いますが、バグの一つは、所得税の定率減税の上限額25万円が青天井で20%の計算をしてしまうということ、もう一つは、減価償却限度額を無視して100%を償却してしまうような設定になっていたことでした。正直、初歩的なミスといってよい部類に入ると思います。プログラミングを学びたての初心者であればいざ知らず、国家のモデルプロジェクトとして用意した代物とは思えません。びっくりしました。

とりあえず、限度額をオーバーして入力されてしまった箇所を手作業で訂正しようと試みましたが、そうすると、エラーメッセージが出てきてはじかれてしまいます。“進退窮まれり”の焦燥の感に駆られた瞬間でしたね。ここでお手上げの方も少なくなかったのではないのでしょうか。

私は、会計専用機ソフトを使わずに、かたくなにe-Taxソフトで、何とか目標であった初日の朝一番に電子申告をすることができました。日本で一番最初を狙って。ただし、消費税は順調でしたが、所得税は苦戦し、青色決算書を郵送選択するという特殊手段を選び、受付開始数分後には私の申告を送信完了しました。

### ●波紋広げた！バグ騒動

——国税庁のe-Tax用ソフトのバグについては、いろいろと世間を騒がせましたね。

**井上税理士** 2月2日は日本で最初に申告するからということで、マスコミの取材を受けていました。ソフトのバグについていろいろ聞かれました。これが震源となったかどうかは定かではありませんが、その後、国税局、国税庁と波紋を広げ、ついにはプレス発表という運びとなり、結果的に世情を騒がせることになりました。が、3日後には、国税庁がホームページ等で対応し、大きな混乱は避けることができたように思います。

### ●顰蹙！「注意事項」

**井上税理士** ただ、顰蹙を買ったのが、「注意事項」との触書きでソフトのバグへの対応方を促したことです。「ソフトに不備があったのに、『注意事項』とはあんまりだ」という税理士会会員からの声が方々から聞かれました。「民間であれば謝罪から入るのに、いかにもお役所的な表現だ」と。私個人としては、注意事項だけでなく、ソフトの早期修正に期待していたのですが、これは予算等の関係で無理だったようですね。

### ●事態は「申告」？

——ただでさえ初めての試みであるのに、ソフトのバグというトラブルが加わって、納税者サイドの苦勞は並々ならぬものがあったと思いますが…。

**井上税理士** 聞くところによりますと、いったん国税庁のe-Taxソフトで申告をした人でも、だんだん申告期限に近づくにつれて不安が頭をもたげてきて、結局3月15日に市販ソフトを使ってもう一度申告したというケースもままあったようです。わかる気がします。

ただでさえ初めてのことであるのに、加えてソフトにトラブルが発生したとあっては、不安になるのも当然だと思います……。場合によっては、紙ベースで申告し直した、などというケースもあ

るようですから、事態は深刻（申告）です。（笑）

## ●まずはシステムに乗ろう！

——かといって、e-Taxは使い物にならないなどと片隅にうっちゃってしまうのもさびしいですね。

**井上税理士** そうですね。正直、つまらないと思います。冷静にe-Tax全体を俯瞰してみますと、問題があったのは国税庁から配布されたe-Taxソフトの帳票入力の一部だけなんですよね。その他の申告データのXMLへの変換や電子認証等は予想以上にスムーズにきました。

パソコン上の送信ボタンをクリックするだけで、わざわざアウトプットして製本し、封印し、切手を貼って投函するというこれまでの手間が瞬時にして完了するのです。こんなに便利なことはありません。今後、入力部分は国税庁のソフトでは業務に耐えないというのであれば、会計専用機のソフトで代用して申告データを作成し、そのデータを切り出してXML言語に変換し、電子署名して、申告すればよいのです。まずは、e-Taxのシステムに乗ることが大切だと思います。

## ●プラス思考で

——e-Taxに対する心構え、スタンスをお聞かせください。

**井上税理士** 「気持ちを大きく、プラス思考で」——このマインドこそがe-Taxを成功させる秘訣だと思っています。

電子申告を実行する過程で、画面上にいきなり警告文が闖入してきたり、身に覚えのないエラーメッセージが乱舞したりすることが多々ありますが、気にしない。私が体験した範囲ではこうした警告・メッセージにまともに対応しなければならないケースは例のバグに対してだけで、他はほとんどありませんでした。倦まずめげず、「OK」ボタンや「完了」ボタンをクリックし続ければやがては終点までたどり着く、というくらいの鷹揚な気持ちが大切です。仮に、何か不都合



があったとしたら、最初からやり直せばよいのですから。失うものは何もあります。とにかくトライしてみて、申告手順に自ずと馴染んでくるのを気長に待たれるのが得策だと思います。

e-Taxにまつわる膿は名古屋ですべて吐き出しました。ぜひチャレンジしてみてください。

## 発見！e-Taxのメリット

### ●効率の幅は件数に比例

——e-Taxを普及させるためには、それを利用することで、納税者サイドに目に見える効果がないと、なかなか取っ付きにくい面もあると思うのですが……。

**井上税理士** 確かに、電子申告とはいえ、添付書類等は別途紙ベースで送付する必要があるため、事務量的に果たして効率的なのかという疑問はあります。が、先ほどもお話ししたように、申告データについてはわざわざプリントアウトして郵送しなくてもよいというのはそれでもなお大きい利点だと思います。1件や2件ではその効果を実感しにくいでしょうが、100件、200件と大規模に申告すれば、それに比例して効率の幅も広がるでしょう。現に、名古屋局管内でも100件レベルで申告した事務所もあるやに聞いています。

### ●効率化を実感！源泉税

**井上税理士** 間違いなく効率化できるのは源泉所得税の申告だと思います。源泉税については基本的には添付書類はないですから。しかも営業所や

支店等が多ければ業務は煩雑になります。これを瞬時に送信できるのですから、効率化を実感しないはずはありません。

### ●電子納税は便利そのもの

**井上税理士** これまで電子申告の話ばかりでしたが、e-Taxのもう一方の雄である電子納税は申し分なく便利です。金融機関等が協力して組織されたマルチ・ペイメント・ネットワーク（MPN）の「ペイジー」につなげば難なく納税することができます。

## 提言！e-Taxの改善点①

### ●電子申告控除は必要

——青色申告特別控除と同様の趣旨で、電子申告をした者については「電子申告控除」といった税額控除の特典を付けるべきだという意見も聞かれますが……。

**井上税理士** 私もその意見には賛成です。2005年までにIT立国とするe-Japan計画を本当に遂行しようとするのであれば、それくらいのインセンティブを納税者に与えるべきだと思います。

### ●電子納税証明書の社会的認知を

**井上税理士** インセンティブという意味では、送信後に送られてくる受信通知を、紙ベースによる申告におけるいわゆる「収受印」と同様の扱いになるようにすべきでしょうね。今のところ、受信通知も電子納税証明書も社会的に認知されていませんからね。このままでは、e-Taxの普及の障害にもなりかねません。ぜひ国税当局で検討していただきたいと思います。

## 注目！e-Tax利用上の実務ポイント

——e-Tax利用上の具体的な注意点、実務ポイントなどをお聞かせください。

### ●電子証明書の取得方法

**井上税理士** まず、電子証明書の取り方についてですが、意外と盲点なのが、法人の電子証明書も

いわゆる「住基ネット」を通じて、地方公共団体が提供する「公的個人認証サービス」によって法人の代表者自身が取得することで代替できるということです。法人の電子認証というと、法務省が運営する商業登記認証局によってしか取得できないように思われがちですが、実務ではこのように代表者個人の取得で代替しているケースが多いようです。このほうが、コストも安いし、認証期間も3年と長いので有利といえるでしょう。

一方、商業登記認証局では、代理でも、つまり我々税理士などでも取得できてしまうという手軽さの反面、本人確認がさほど厳格でないため、ややもするとセキュリティーの面で問題がないともいえません。結局は番号のみによる認証ですからね。また、専用ソフトが必要であり、コストが高いのもネックです。

ただ、「公的個人認証サービス」を通じて電子証明書を取得することができない在日外国人などはこの商業登記認証局による取得が便利です。

要はTPOに応じて使い分けていくことが大切だと思います。

### ●送信手順

——クライアントに電子署名してもらい、そのまま送ってもらうことは可能なのでしょうか。

**井上税理士** 実際には、関与先に税理士事務所まで来ていただいて、その場で電子署名をして送信することになると思います。初めてのe-Taxとあって、セレモニー的な意味合いもありましたから、関与先の方も気持ちよく事務所のほうへ出向いてくれました。

ただ、本来であれば、申告データを税理士事務所と関与先間でキャッチボールして調整し、完全なものとして仕上がったところで、関与先に電子署名してもらい、税理士事務所にそれを送信していただき、そこで税理士の署名を付加して、送信させていただくのが理想なのですが、今のところは危険ですね。いったん電子署名をかけてし

まうと、その後は一切修正がきかないですからね。そのたびにやりとりしなければならぬとなるとなかなか厄介です。その間、インターネットを介しますから、絶えず情報漏洩の危機にさらされることになります。電子署名をかけて送受信できるソフトがあまり出回っていないのもネックです。また操作が複雑で、一般にはなかなか普及していないのが現実です。

## ●2、3年かかるかも？

**井上税理士** いずれにしましても、インターネットを完全に活用して電子申告を相当な割合で利用できるようになるまでには、あと2、3年かかるのではないのでしょうか。

もし、これが可能となれば、地域の隔たりはなくなることになります。何百キロと離れていてもインターネットでつながってさえいれば、遠隔地の顧客に関与することも夢ではありません。

## ●地方税も忘れずに

**井上税理士** 忘れてはならないのは地方税の申告です。周知のとおり、地方税についてはe-Taxのシステムに組み込まれていませんので、従来どおり紙ベースで申告することになります。国税を電子申告してしまうとどうしてもこれで事足りると安心してしまう感があります。私も、期限間近に気付いて慌てて申告しました。気をつけてください。

地方税が国税と足並みをそろえるのは2005年1月以降順次といわれています。システム的には、国税経由で地方税分を各自治体に回すということになるのではと予想しています。

## ●「作成コーナー」との連動

——国税庁のホームページ内の「所得税の確定申告書作成コーナー」は大変使い勝手がよいと評判ですが、これとe-Taxを連動させて利用することはできないのでしょうか。

**井上税理士** そうですね、「所得税の確定申告書作成コーナー」は大変、立派なものです。これと

e-Taxとを連動させるシステムは既に組み込まれています。まず「作成コーナー」上で、通常どおり、データを入力した後、電子申告に移行するように選択すれば難なく電子申告ができてしまいます。もちろん、事前に電子証明等の手続を踏む必要はありますが…。

忙しいサラリーマンの方々にとっては、またとない味方になることうけあいです。

もし、サラリーマン層をつかむことができれば、国税庁が目標としている「e-Tax利用者130万人」も不可能ではないと思います。

## 提言！e-Taxの改善点②

### ●最悪！受付時間

——現在のところ、e-Taxの受付時間は平日に限られています…。

**井上税理士** はっきりいって最悪ですね。24時間365日、土日も関係ないインターネットを介する意味がこれではありません。

不正アクセスを監視するなど、マンパワーが必要であるために平日対応のみになってしまうのですが、夜型の人間のニーズも汲むのが本来の趣旨だと思いますね。

先般の確定申告期の閉庁日対応も好評でした。とりあえず土日に受信した分はバッチ処理によって溜めておいて、月曜日に正式に受け付けるというシステムでもよいと思います。

このような対応をぜひ期待したいところです。

### ●親切！ヘルプデスク

——e-Taxの利用上、お悩みの向きには「ヘルプデスク」という強い味方もありますが…。

**井上税理士** 対応は実に親切です。女性の美声を聞くだけでも一服の清涼剤たりえます（笑）。ですが、いかんせん中味がない。ヘルプデスクも開設されてまだ日が浅いだけに質問に早く的確に回答できるだけのノウハウがまだ蓄積されていないのでしょうか。これからだと思います。

## 飛翔！「e-次元」へ

—以上、いろいろとお聞かせいただきましたが、最後にe-Taxにおける税理士への期待やエールなるものがあればお聞かせいただきたいのですが…。

### ●電子データが原則に

**井上税理士** e-Taxの担い手はやはり税理士だと思います。税務申告もここしばらくは紙と電子データが併存する形をとるでしょうが、二つの原則は成り立ちません。やがてどちらかが主となり、どちらかが従たる地位になることは目に見えています。いわずもがな、ゆくゆくは電子が主となるのは論をまたないでしょう。こうした見地からも、税理士はe-Taxに真正面から取り組んでいく必要があると思います。

同じ士業である弁理士業界では、特許の申請等は、専用回線を通じて、すべて電子データで行われていると聞いています。仮に紙で申請しようものなら、手数料をとられるそうです。日本にそういう業界が現実にあるのです。しかも同じ士業の中に、税理士業界として決して不可能ではありません。e-Taxが導入された今こそ、税理士の先生方一人ひとりがIT化に対して真剣に取り組むべき時期にあるのだと思います。

### ●三つのカタカナを胸に

—その点では、どのような心構え、アクションが必要なのでしょう。

**井上税理士** これは研修会や講演等でもよくお話することなのですが、これからは、「インセンティブ、セキュリティ、情報リテラシー」の三つがキーワードになってくると考えています。このようにお話すると、「カタカナを使うな！日本語を使え！」と、お叱りを受けることもままあるのですが…。(笑)

まず、「インセンティブ」については、先ほどお話したような電子申告控除など、e-Taxを利用

するメリットを納税者に付与すること、また税理士にも、電子データでの申告ができない添付書類等について、税理士がチェックしたものについては提出を要しないとするような、ある種の権限を付与する必要があります。納税者、税理士双方にこうしたインセンティブを与えることでe-Taxの普及に拍車がかかると思います。

次の「セキュリティ」については、関与先の電子署名、ICカードを扱う意識の問題です。利用者識別番号やパスワードを決して部外者に漏洩しない環境の構築とともに、こうした個人情報を取り扱う心構えが大切であると思います。

最後の「情報リテラシー」は、IT機器を道具として使う技術の向上のことです。昔はそろばんから始まり、電卓、パソコンという移り変わりの中で、取り立てて誰かがそろばんのはじき方を教えてくれたのでしょうか。電卓のたたき方を講習したのでしょうか。いえ、税理士の先生方一人ひとりが絶えず自己研鑽を重ねてきたと思います。パソコンとて同じことです。自分自身でスキルアップしていくべきです。

### ●「e-次元」か、それとも「ラストサムライ」か

**井上税理士** この3本柱が真の意味で根付いたとき、e-Tax、ひいては電子政府の実現、そしてテレビ会議が日常茶飯事になるような、さらなるIT技術の進化と相まって、これまでと全く違った異次元の世界、つまりは「e-次元」の空間が現出するのだと思います。

税理士業界という士業に身をおくからには、「美学を持ったサムライたれ」という主張もそれはそれとして否定はしません。しかし、「e-次元」という時代の一大変革をわきまえず、変わらないままであれば、その行き着く先は「ラストサムライ」の美談があるばかりでしょう。

e-Taxの導入は、「e-次元」へ向けたパラダイム・シフトの第一歩なのです。